

さいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要領

(趣旨)

- 1 さいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付に関しては、さいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象団体)

- 2 要綱第2条第2号に規定する市長が認める団体とは、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合さいたま支部とする。ただし、同支部に属するさいたま市以外の公衆浴場は対象外とする。

(補助対象経費等)

- 3 要綱別表の設備近代化資金補助事業に規定する設備とは、別表第1のとおりとする。
- 4 要綱別表の活性化推進補助事業に規定する経費とは、別表第2に掲げるものとする。
- 5 要綱別表の衛生対策補助事業に規定する経費とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 一の浴場を補助事業の対象とするものは、当該年度に購入された別表第3に掲げる物品の費用とする。
 - (2) 組合を補助事業の対象とするものは、レジオネラ属菌検査その他の公衆衛生向上のための検査に係る費用とする。
- 6 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められないこととする。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算す

ることができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うこととする。

(申請書の添付書類)

7 要綱第4条第1項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画概要書

(2) 事業予算書

(3) 役員の分かる書類(「役職名」、「氏名」、「氏名の振り仮名」、「生年月日」、「性別」が記載されていること。)

(4) その他市長が必要と認める書類

8 要綱第4条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 要綱別表の設備近代化資金補助事業のうち、埼玉県公衆浴場近代化設備資金補助金(以下「県補助金」という。)交付要綱に基づく事業を行おうとする場合

ア 県補助金の確定通知書の写し

イ 県補助金の実績報告書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 要綱別表の衛生対策補助事業を行おうとする場合

ア 事業決算書

イ 領収書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(実績報告の添付書類)

9 要綱第7条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業概況書

- (2) 事業決算書
- (3) 事業実施写真
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要領第6条の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市公衆浴場支援事業補助金の申請に係る交付について適用し、同日前のさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要領第5条第1項及び第6条第1項の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市公衆浴場支援事業補助金の申請に係る交付について適用し、同日前のさいたま市公衆浴場支援事業補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（設備近代化資金補助事業 対象設備一覧）

（県補助対象設備）	（市単独補助対象設備）
浴室内塗装	サウナ
温管	鏡
タイル	下足ロッカー
湯温調節槽	浴室内シャワー
給油温水器	脱衣ロッカー
元釜	照明
靴	建具
ろ過機	脱衣室床
重油バーナー	その他市長が認めるもの
排湯温水器	
空気調和設備又は冷暖房設備	
煙突	
貯水槽	
浴室内配管	
ガスバーナー	

別表第2（活性化推進補助事業 補助対象経費）

区 分	具 体 例
消 耗 品	教材、資料等
	装飾材料等
	景品、記念品、商品等
委 託 料	イベント会場設営委託等
報 償 費	講演料、出演料等
	専門家診断料
印 刷 製 本 費	印刷費、資料製本費等
使用料及び賃借料	設備賃借、車両借上げ等
役 務 費	イベント保険料等

別表第3（衛生対策補助事業 対象物品一覧）

対 象 物 品	具 体 例
衛 生 用 品	タワシ
衛 生 薬 剤	クレンザー、晒粉、浄化剤、洗剤